

令和3年度介護報酬改定等について

- ・ 介護報酬算定に係る基準等について 126～127
- ・ 事業の人員、設備及び運営に関する基準等について 128
- ・ 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について 129～130
- ・ 令和3年度介護報酬改定の主な事項について 131～158
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための加算や特例について（通所系サービス事業所） 159

※参考（厚生労働省ホームページ）：

令和3年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

介護保険最新情報掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html

介護報酬算定に係る基準等について

介護報酬の算定に当たっては、以下に示す基準等を確認する必要があります。

1. 基準本文 (報酬単位、加算等の算定要件など)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H12. 2. 10 厚生省告示第 19 号)
- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
(H12. 2. 10 厚生省告示第 20 号)
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(H18. 3. 14 厚生労働省告示第 127 号)

2. 別に定める基準 (基準本文中、「厚生労働大臣が定める基準」等として、内容の一部を別に制定)

- ・ 厚生労働大臣が定める 1 単位の単価
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 93 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 94 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める基準
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 95 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める施設基準
(H27. 3. 23 厚生労働省告示第 96 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
(H12. 2. 10 厚生省告示第 27 号)
- ・ 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(H12. 2. 10 厚生省告示第 29 号)
- ・ 介護保険法施行規則第 68 条第 3 項及び第 87 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額
(H12. 2. 10 厚生省告示第 38 号)

3. 留意事項通知 (基準の解釈等の詳細を示したもの)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(H12.3.1 老企第 36 号)

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(H12.3.8 老企第 40 号)

- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(H18.3.17 老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1)

4. 関連する告示・通知等（関連する告示、通知、事務連絡等）

5. 介護報酬 Q&A（基準、留意事項通知等の疑義内容について QA 方式で示したもの）

事業の人員、設備及び運営に関する基準等について

事業の実施に当たっては、以下に示す基準等を満たす必要があります。

1. 基準省令 (事業目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたもの)

- ・ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(H11. 3. 31 厚生省令第 37 号)
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(H11. 3. 31 厚生省令第 38 号)
- ・ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(H18. 3. 14 厚生労働省令第 35 号)

2. 大阪府条例等 (基準省令等に従い、大阪府条例等として定めた基準等)

- ・ 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(H24. 11. 1 大阪府条例第 115 号)
- ・ 大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
(H25. 3. 26 大阪府規則第 36 号)
- ・ 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(H24. 11. 1 大阪府条例第 116 号)
- ・ 大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則
(H25. 3. 26 大阪府規則第 37 号)
- ・ 池田市／箕面市／豊能町／能勢町指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
(H30. 3. 27 池田市条例第 7 号／H30. 3. 27 箕面市条例第 15 号
／H30. 3. 27 豊能町条例第 2 号／H30. 3. 28 能勢町条例第 11 号)

3. 解釈通知 (基準省令の解釈等の詳細を示したもの)

- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(H11. 9. 17 老企第 25 号)
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
(H11. 7. 29 老企第 22 号)

4. 関連する告示・通知等 (関連する告示、通知、事務連絡等)

5. 指定基準 Q&A (基準省令、解釈通知等の疑義内容について QA 方式で示したもの)

大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

国では、令和2年度実施の介護報酬の改定に伴う社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）」などについて所要の改正を行ったため、大阪府においても国に準じて府条例で定めている各基準の一部を改正した。（公布日：令和3年3月29日、施行日：同年4月1日）

2 改正した条例

法律	今回改正した条例		対象事業者
介護保険法	1	大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年11月1日大阪府条例第115号)	指定居宅サービス事業者
	2	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年11月1日大阪府条例第116号)	指定介護予防サービス事業者

3 府独自の基準

今回の改正に伴い、新たに業務継続計画の策定及び高齢者の虐待防止等に係る基準が追加されたが、国基準に過不足がなく、異なる基準を定める必要性は認められないことから、府独自基準は定めず、改正項目は全て国の基準どおり定めた。

4 改正の概要

別紙のとおり

区分	サービス種別	国省令の改正(概要)		府改正	大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
全サービス	全サービス	感染症対策の強化	委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を義務付ける。(経過措置期間は3年)	省令どおり	○	○
		業務継続に向けた取組の強化	業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施を義務付ける。(経過措置期間は3年)	省令どおり	○	○
		ハラスメント対策の強化	ハラスメントの防止に係る研修の実施その他の必要な配慮に努める。	省令どおり	○	○
		会議や多職種連携におけるICTの活用	利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、テレビ電話等を活用しての実施を認める。利用者等が参加して実施するものについて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。	省令どおり	○	○
		利用者への説明・同意等に係る見直し	利用者等に対し、書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録により行うことができる。	省令どおり	○	○
		記録の保存等に係る見直し	諸記録の保存、交付等について、電磁的な対応により行うことができる。	省令どおり	○	○
		運営規程等の掲示に係る見直し	運営規程等の重要事項について、事業所内での掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等を備えおくこと等を可能とする。	省令どおり	○	○
		高齢者虐待防止の推進	虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を選定することを義務付ける。(経過措置期間は3年)	省令どおり	○	○
訪問系サービス	訪問介護	サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保	事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービスを提供するよう努めることとする。	省令どおり	○	
	訪問入浴介護	認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。(経過措置期間は3年)	省令どおり	○	○
	居宅療養管理指導	多職種連携の推進	薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う居宅療養管理指導について、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し必要な情報提供又は助言を行うものとする。	省令どおり	○	○
通所・短期入所等サービス	通所介護	認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。(経過措置期間は3年)	省令どおり	○	
		地域と連携した災害への対応の強化	非常災害訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	省令どおり	○	
		サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保	事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービスを提供するよう努めることとする。	省令どおり	○	
	短期入所生活介護	看護職員等の配置基準の見直し	利用定員が20人未満の事業所について、生活相談員、介護職員、看護職員のいずれも常勤でなくても可能とする。看護職員を配置しない場合にあつては、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所又は訪問看護ステーション等との密接な連携により確保する。	省令どおり	○	○
		個室ユニット型施設の整備・勤務体制の見直し	1ユニットの定員を原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。ユニット型個室的多床室について、新たな設置を禁止する。	省令どおり	○	○
		認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。(経過措置期間は3年)	省令どおり	○	○
短期入所療養介護	認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。(経過措置期間は3年)	省令どおり	○	○	
	地域と連携した災害への対応の強化	非常災害訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	省令どおり	○	○	
サービス系	特定施設入居者生活介護	認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。(経過措置期間は3年)	省令どおり	○	○
		地域と連携した災害への対応の強化	非常災害訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	省令どおり	○	○